

平成30年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)

事業名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等			担当部局庁	経済取引局取引部	作成責任者					
事業開始年度	平成25年度	事業終了(予定)年度	平成32年度	担当課室	取引企画課	佐久間 正哉					
会計区分	一般会計										
根拠法令(具体的な条項も記載)	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第14条			関係する計画、通知等	・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定) ・消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部決定)						
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費						
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成26年4月の消費税率の引上げに伴い発生している中小企業者等に不当に不利益を与える消費税の転嫁拒否等の行為の更なる防止を図るため、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)の内容などの説明会の開催、パンフレットの作成・配布、新聞広告やインターネット広告等による広報活動等を行うことにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る。										
事業概要(5行程度以内。別添可)	<p>本事業では、以下のような事業等を実施する。</p> <p>① 消費税転嫁対策特別措置法等の周知徹底を図るため、説明会を開催(移動相談会も併せて開催)するとともに、事業者団体等が主催する説明会に講師を派遣する。</p> <p>② 消費税転嫁対策特別措置法等の内容やガイドラインなどについて事業者に理解しやすいパンフレット等を作成・配布し、周知を行う。</p> <p>③ 消費税転嫁対策特別措置法等の周知徹底を行うとともに、消費税の転嫁拒否等の行為について厳しく監視する姿勢を示すために、新聞広告やインターネット広告等を実施する。</p>										
実施方法	直接実施										
予算額・執行額(単位:百万円)			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求				
	予算の状況	当初予算	64.7	115.5	51.6	49.1	102.5				
		補正予算	-	▲46.6	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-					
	計		64.7	68.9	51.6	49.1	102.5				
執行額		46	43	46							
執行率(%)		71%	62%	89%							
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		71%	62%	89%							
平成30-31年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目		30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由						
	消費税転嫁等対策業務旅費		2	1.8	・消費税転嫁等対策業務旅費について、執行実績を踏まえた見直しにより、0.2百万円減。						
	消費税転嫁等対策業務庁費		47.1	100.7	・消費税転嫁等対策業務庁費について、平成31年度の消費税率引上げを踏まえ、平成26年の消費税率引上げ時と同様の規模で事業を行うための予算を新規に要求したことにより53百万円増(要請文書の発出、メディア広報拡充等による増額)。 ・「新しい日本のための優先課題推進枠」51百万円						
	計		49.1	102.5							
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 30年度	目標最終年度 32年度
	平成30年度は、各広告物を認知した者の割合を23%以上となるようにする。		各広告物を認知した者の割合(204人/927人)		成果実績	%	-	-	22	-	-
					目標値	%	-	-	-	23	-
					達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)		メディア広報事後調査結果報告書(平成30年2月20日付株式会社オリコム作成)(事後調査アンケートにて各広告物を「確かに見た」又は「見たような気がする」と回答した者の割合)									

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度					
							30年度	32年度					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	平成30年度は、各広告物を認知した者のうち、法律の内容を知っている者の割合が60%以上となるようにする。	各広告物を認知した者のうち、法律の内容を知っている者の割合(120人/204人)(各広告物を認知していない者のうち、法律の内容を知っている者の割合:12.6%(91人/723人))	成果実績	%	-	-	58.8	-	-				
			目標値	%	-	-	-	60	-				
			達成度	%	-	-	-	-	-				
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	メディア広報事後調査結果報告書(平成30年2月20日付株式会社オリコム作成)(事後調査アンケートにて各広告物を「確かに見た」又は「見たような気がする」と回答した者のうち、消費税転嫁拒否行為が法律で禁止されていることを「よく知っている」又は「知っている」と回答した者の割合)												
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度					
							30年度	32年度					
	説明会参加者に対する事後アンケートにおいて平成32年度に満足度が90%以上となるようにする。	説明会参加者の満足度(876人/989人)					成果実績	%	91	87	89	-	-
							目標値	%	80	80	80	-	90
達成度			%	100	100	100	-	-					
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	主催説明会参加者の事後アンケート(説明会後のアンケートにおいて「満足できた」又は「概ね満足できた」と回答した者の割合)												
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込						
	説明会の開催及び事業者団体主催の説明会への講師派遣回数							活動実績	回	78	109	57	
								当初見込み	回	150	75	75	75
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込						
	パンフレットの配布部数							活動実績	部	364,221	264,650	401,050	
								当初見込み	部	500,000	500,000	500,000	500,000
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込						
	違反事例パンフレットの配布部数							活動実績	部	20,546	15,007	3,950	
								当初見込み	部	-	-	-	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込						
	広告を掲載した新聞媒体							活動実績	紙	74	74	38	
								当初見込み	紙	-	-	-	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込						
	インターネットバナー広告表示回数							活動実績	回	135,577,291	86,415,029	65,615,297	
								当初見込み	回	-	-	-	-
単位当たり コスト	算出根拠	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込							
	説明会の開催及び事業者団体主催の説明会への講師派遣に係る費用/開催回数及び講師派遣回数						単位当たり コスト	円/回	18,674	5,354	23,955		
							計算式	円/回	1456562/78	583553/109	1365467/57		
単位当たり コスト	算出根拠	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込							
	パンフレットの作成・印刷・発送に係る費用/印刷部数						単位当たり コスト	円/部	13.5	13.3	14.4		
							計算式	円/部	4518720/335050	3508920/264650	5878099/406050		
単位当たり コスト	算出根拠	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込							
	違反事例パンフレットの作成・印刷・発送に係る費用/印刷部数						単位当たり コスト	円/部	-	26.5	-		
							計算式	円/部	-	396900/15000	-		
単位当たり コスト	算出根拠	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込							
	広告掲載に係る費用/広告を掲載した新聞部数						単位当たり コスト	円/紙	381,980	360,349	664,105		
							計算式	円/紙	28266518/74	26665831/74	25236006/38		
単位当たり コスト	算出根拠	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込							
	広告掲載に係る費用/インターネットバナー広告表示回数						単位当たり コスト	円/回	0.1	0.1	0.1		
							計算式	円/回	7837136/135577291	9368339/86415029	7783241/65615297		

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4									
	施策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4-1									
	測定指標	定量的指標				単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 年度	目標年度 年度
							実績値				
						目標値					
		定性的指標		目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)				
							施策の進捗状況(実績)				
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	平成26年4月の消費税率の引上げに伴い発生している中小企業者等に不当に不利益を与える消費税の転嫁拒否等の行為の更なる防止を図るため、法律の内容などを説明する説明会の開催、パンフレットの作成・配布、新聞広告やインターネット広告等による広報活動等を行うことは、消費税の円滑かつ適正な転嫁に資する。										
	改革項目	分野:	-								
経済・財政再生アクション・プログラム	KPI (第一階層)	単位	計画開始時 年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度				
			成果実績								
		目標値									
	達成度	%									
	KPI (第二階層)	単位	計画開始時 年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度				
			成果実績								
目標値											
達成度	%										
事業所管部局による点検・改善											
国費投入の必要性	項目				評価	評価に関する説明					
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	消費税率の引上げに際し、中小企業者等を中心に消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題になっているところ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、法律が成立し、同法において、国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うことが定められている(消費税転嫁対策特別措置法第14条)ところである。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	法律の広報活動の実施に当たっては、法律を所管し、調査や指導等の中心となる公正取引委員会(国)が直接行う必要がある。また、移動相談会は、転嫁拒否等の被害を受けている事業者からの相談を受け付けるところ、係る相談への対応は申告者の保護の観点から、調査や指導の中心となる公正取引委員会(国)が率先して直接行う必要がある。					
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	消費税率の引上げに際し、中小企業者等を中心に消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題になっており、閣議決定で設置された消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部から、消費税の転嫁対策等についての理解を深めてもらうための各種メディア・媒体を活用した広報や説明会の開催などが求められており、優先度の高い事業である。						

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	パンフレットの作成に当たっては、効率的な事業の実施を図るため、入札等を行うことで、コスト削減を行うとともに、メディア広報の実施に当たっては、効果的な事業の実施を図るため、企画競争を実施することにより、支出先を選定している。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	パンフレットの作成に当たっては、効率的な事業の実施を図るため、入札等を行うことで、コスト削減を行っている。また、メディア広報の実施に当たっては、効果的な事業の実施を図るため、企画競争を行っているが、価格面についての審査項目を設定した上で、他の審査項目の2倍の点数で設定することにより、コストを重視している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業の実施に当たっては、消費税の転嫁拒否等の行為の防止という目的のため、真に必要な施策について実施している。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	パンフレットの作成に当たっては、事前に配布先に対し、必要部数の確認を行うことで、無駄な印刷を行わないようし、コスト削減や効率化を行った。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	説明会の満足度は、成果目標を上回っており、成果目標に見合ったものであったといえる。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	事業の実施に当たっては、消費税の転嫁拒否等の行為の防止という目的のため、真に必要な施策について実施し、より効果的かつ低コストで実施するために入札等により支出先を選定した。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	新聞広告やインターネット広告のほかに雑誌広告及びラジオ広告を用いた集中的な広報事業を実施し、有効な消費税の転嫁拒否等の行為の防止を図る周知を行った。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	パンフレットについては説明会や事業者団体等への研修・講演の際において使用する等、十分に活用している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るため、事業者向けに広報活動を行っていることは極めて重要な課題であるところ、効率性と有効性を考慮しつつ、広報活動を行うことができた。	
	改善の方向性	引き続き、平成31年10月の消費税率引上げに向けて、効率的かつ有効性のある広報となるよう、必要な見直しを行いながら、実施していくこととする。	
外部有識者の所見			
<ul style="list-style-type: none"> ・成果目標を更に高めることができるよう、来年度の重点ポイントをより明確にした上で、それが分かりやすいよう広告に工夫をし、本事業を継続すべきと考える(池谷修一)。 ・今後の消費税率の10%への引上げを考慮すると、本事業の必要性は高いと思われる。委託業者の選定は企画競争により行われるため、広告内容は落札業者の広報戦略に依存すると考えられるが、媒体やターゲットは毎回評価を行って修正していくことが望まれる(田邊國昭)。 ・新たに広告の認知度等の直接的な成果指標を採用したことにより、効果の測定が分かりやすくなった。把握した広告効果の実態を次回の広報事業に活用するようしてほしい(中村豪)。 			
行政事業レビュー推進チームの所見			
現状通り	<ul style="list-style-type: none"> ・来年の消費税率の引上げを見据えて、本事業がより効果的なものとなるよう、違反行為の分析等を通じて業種や行為等について重点対象を選定し、それに焦点を当てた広報活動を考えてはどうか。 ・消費税率の10%への引上げを控えており、本事業の必要性は高い。今後は、より認知度の高い広報活動に繋がるよう、静止画だけに限らず動画の活用も検討してはどうか。 		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			

縮減

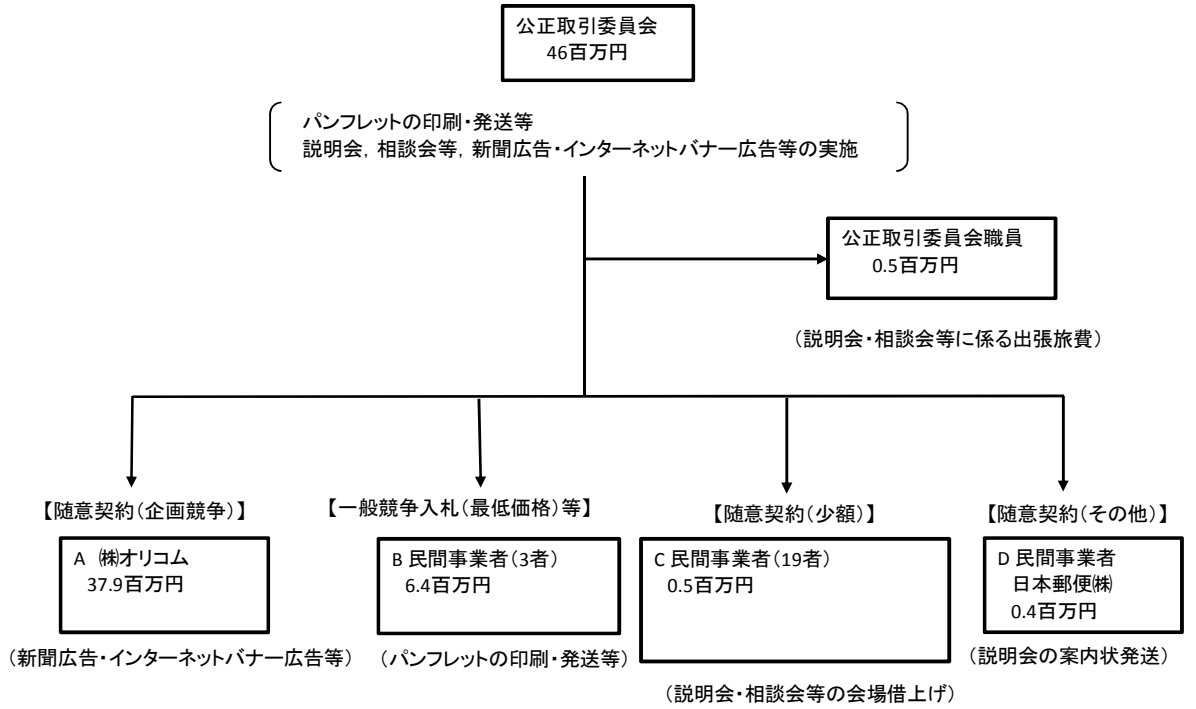
- ・平成30年度のメディア広報については、成果目標である法律内容の認知度等を更に高めるために、平成31年10月の消費税率の引上げに向けて、メディア広報の実施時期を平成31年2月頃とするなど、より一層、違反行為の未然防止に資する広報を実施する。
- ・平成31年度概算要求においては、執行実績を踏まえた見直しにより、更なる経費の効率化(反映額:消費税転嫁等対策業務旅費▲0.2百万円)を図るとともに、外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見どおり、本事業の必要性は高いと考えられることから、平成31年10月の消費税率の引上げを考慮し、平成26年の消費税率引上げ時と同様の規模で事業を行うための予算を新規に要求した(消費税転嫁等対策業務庁費53百万円増(要請文書の発出、メディア広報充実等による増額))。

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度		平成23年度		平成24年度	平成25年度 新25-1
平成26年度 ⑥		平成27年度 0006		平成28年度 0006	
平成29年度	公正取引委員会 (0006)				

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・用途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.株式会社オリコム			B.株式会社miura-ori lab		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
消費税転嫁等 対策業務庁費	平成29年度における消費税転嫁対策の広報事業	37.9	消費税転嫁等 対策業務庁費	「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」 パンフレット等の印刷及び発送業務	6.2
計		37.9	計		6.2

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社オリコム	1010401006924	平成29年度における消費税転嫁対策の広報事業	37.9	随意契約 (企画競争)	3		

平成30年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)

事業名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査			担当部局庁	経済取引局取引部	作成責任者			
事業開始年度	平成26年度	事業終了(予定)年度	平成32年度	担当課室	取引企画課	池田 卓郎			
会計区分	一般会計								
根拠法令(具体的な条項も記載)	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第4条, 第6条, 第14条, 第15条			関係する計画、通知等	消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部)				
主要政策・施策	-			主要経費	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	消費税の転嫁拒否等の行為について、立場の弱い事業者が消費税の転嫁を拒否されることなどによって被害を受けたとしても、自らその被害を申し出ることが期待できない。また、消費税を円滑かつ適正に転嫁する措置を講ずるためには、隅々まで監視する必要があるため、違反被疑情報を申告する機会がある事業者と、その機会がない事業者とが存在することは適切でない。そのため、中小企業庁と合同で悉皆的に書面調査を実施することによって、商品や役務(サービス)を供給している事業者が、取引先事業者(買手事業者)から消費税の転嫁拒否等の法律上問題となる行為を受けていないかの情報を積極的に収集し、問題となる行為の是正につなげることを目的としている。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	大規模な書面調査を実施するため、下記内容の事業を実施する。 ① 往信用封筒、返信用封筒、調査票、回答用紙・法令の概要について所要の枚数を印刷し、対象事業者約619万者に対して送付する。 ② 回答者からの質問については、コールセンターを設置し、コールセンターにて受け付ける。 ③ 回収された回答用紙は、回答内容の入力を行い、違反の疑いのある事業者を抽出し、調査につなげる。 ④ 回答により転嫁拒否等の違反行為が疑われるものについては、公正取引委員会・中小企業庁等において消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査を行う。								
実施方法	委託・請負								
予算額・執行額(単位:百万円)			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求		
	予算の状況	当初予算	793	806	624	475	545		
		補正予算	-	▲135	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	793	671	624	475	545		
		執行額	568	389	385	-	-		
	執行率(%)	72%	58%	62%	-	-			
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	72%	58%	62%	-	-			
平成30-31年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由					
	消費税転嫁等対策委託費	475	545	・平成31年度の消費税率の引上げを踏まえ、特定事業者(買手側)に対する書面調査の新規実施(73百万円) ・特定供給事業者(売手側)に対する書面調査における事務的経費の見直し(▲3百万円)					
	計	475	545						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標年度	目標最終年度
	書面調査の実施により調査対象とされた案件について事業実施期間中に全て処理する。なお、平成29年度においては調査対象とされた案件のうち、8割以上処理する。	書面調査の回答を端緒とした調査対象案件に対する事件処理件数の割合 平成29年度成果実績 計算式＝(書面調査の回答を端緒とした措置件数の当該年度までの累計値)÷(書面調査の回答を端緒とした調査対象案件の発生数の当該年度までの累計値)	成果実績	%	80.3	91.1	92.8	-	-
			目標値	%	80	80	80	-	100
			達成度	%	100	100	100	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	書面調査の回答を端緒とした調査対象案件数及び事件処理件数								
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	31年度活動見込	
	書面調査発送数	活動実績	万件	642	615	625	-	-	
当初見込み		万件	643	625	619	625	-		

単位当たりコスト		算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
		単位当たりコスト	計算式					円	円	
		大規模書面調査に係る経費／書面調査票発送数		円	88	63	62	76		
				円 /件	567,761,196 /6,439,149	389,491,105 /6,152,006	384,656,333 /6,249,020	475,194,000/6,250,000		
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4								
		施策 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4-1								
	測定指標	定量的指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標	目標年度
									実績値	
					目標値					
		定性的指標		目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)			
							施策の進捗状況(実績)			
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	書面調査を実施することによって、商品や役務(サービス)を供給している事業者が、取引先事業者(買手事業者)から消費税の転嫁拒否等の法律上問題となる行為を受けていないかの情報を積極的に収集し、問題となる行為の是正につなげることは、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に資する。									
政策評価	改革項目	分野:	-							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度
						年度			年度	年度
					成果実績					
				目標値						
				達成度	%					
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度
			年度	年度		年度			年度	
			成果実績							
			目標値							
			達成度	%						
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
-										

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は、国(公正取引委員会、主務大臣等)が行うこととされている。 また、消費税率8%への引上げから3年が経過した平成29年度においても、転嫁拒否に係る措置件数は減少していないこと、書面調査を通じた転嫁拒否等の行為に関する情報収集、広報活動、勧告等の措置が、新たな情報提供を掘り起こしていることなどから、引き続き書面調査を実施することは、国民や社会のニーズを反映したものと見える。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は、国(公正取引委員会、主務大臣等)が行うこととされている。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は、国(公正取引委員会、主務大臣等)が行うこととされている。また、消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部)において、書面調査の実施による違反被疑情報の収集、転嫁拒否等の行為に対する調査等を行い、転嫁を受け入れることなどの必要な指導を行うことが強く求められている。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	書面調査実施に係る委託事業者の選定では、一般競争入札を行い、広く調達先を確保するなど、競争性を確保したものであるとしている。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	全ての事業において、一般競争入札を行うことにより、競争性の確保とコスト削減を図っている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	委託先事業者が再委託を行う際には、委託契約の締結の前に再委託の必要性や資金の流れについて確認を行い、また、支出額の確定検査を実施し、合理的な支出となっているか、厳正に確認している。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業者からの実績報告を検査し、事業目的に即して必要なものに限定されているか確認している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	一般競争入札を行うことにより、競争性が確保されていることで、経費を想定よりも抑えることができたため。	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	書面調査の発送に当たって、送付先の重複を排除し、先に実施した書面調査の結果を踏まえ、宛先不明分を発送先から除外するなど、効率的な執行を図っている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果目標(調査対象案件のうち、処理件数を8割以上とする)に対する成果実績の達成率は93.0%であり、成果目標に見合っている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	調査対象とされた全ての事業者に対して書面調査を実施しており、活動実績は見込みに見合っている。	
整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	事件処理件数のうち、勧告及び指導した事案では、転嫁拒否等行為によって発生した被害額を回復させており、違反行為に対する是正措置が採られている。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針に基づき、書面調査を行うこととされている公正取引委員会と中小企業庁は重複排除のため、書面調査を合同で行い、書面調査の要する経費を折半し支出している。	
	所管府省名	事業番号		事業名
	経済産業省	0137		消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業

点検・改善結果	点検結果	消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査等業務については、厳正な執行に引き続き取り組む必要があり、執行に係る費用の支出について、引き続き効率的な執行に努める必要がある。
	改善の方向性	大規模書面調査を実施するに当たって、発送先の重複等による無駄が発生しないよう、消費税転嫁対策業務を執行する各省庁と情報共有を図り、効率的な執行を図る。

外部有識者の所見

＜公開プロセス＞

○評価結果:事業内容の一部改善(内訳:事業内容の一部改善4名,現状通り2名)

○取りまとめコメント:

- ・毎年、郵送により、悉皆的に調査を行ってきたことは了解できる(田邊國昭)。
- ・平成26年度以降、4年間調査を行い、一定の成果を取めていることから、今後も調査を行う必要がある(池田肇, 池谷修一, 中村豪, 水戸重之)。
- ・他方、インターネットを利用した調査や分野別の調査の実施の余地及び調査票の内容の工夫の余地があると考えられるので、より一層の改善に努める必要がある(池田肇, 池谷修一, 伊藤伸, 田邊國昭, 中村豪, 水戸重之)。

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

- ・10%への引上げを踏まえた発送時期の工夫を行い、これまでの違反事件の傾向を見た上で質問内容を工夫し、回収率を上げられたい。
- ・公開プロセスでも指摘のあったとおり、インターネットを通じた配信・回答を可能にするための工夫を考えてもらいたい。
- ・事業終了年度を平成32年とすることについて検討が必要ではないか。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

縮減

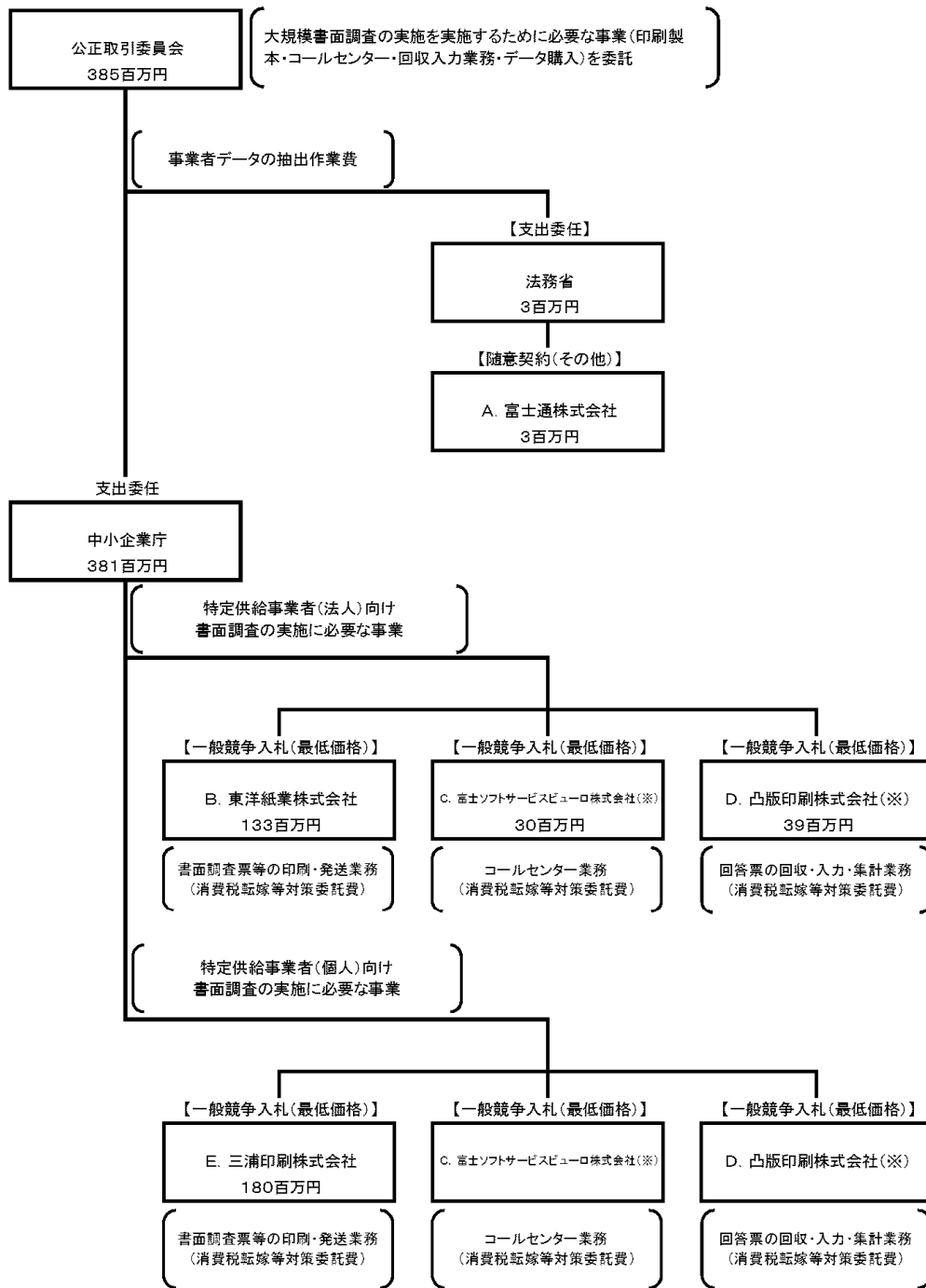
- ・引き続き、書面調査への回答に対するヒアリング等を通じ、より効率的かつ効果的な端緒情報の発掘に努める。
- ・インターネットを利用した調査については、過去に電子回答を可能とした下請法に基づく定期書面調査の事例や、他省庁における事例の分析、業者からのヒアリングなどを通じ、導入に伴うメリット・デメリットを検討する。
- ・平成32年度以降の書面調査の在り方、取り締まり体制のあり方などについて、引き続き検討する。
- ・平成31年度概算要求においては、事業の効率的な予算執行による経費の節減(反映額:▲3百万円(事務的経費の見直し))を図るとともに、平成31年10月の消費税率の引上げを踏まえ、特定事業者(買手側)に対する書面調査を実施するための予算を新規要求した(73百万円。)

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	—	平成23年度	—	平成24年度	—	平成25年度	—
平成26年度	新26-1	平成27年度	0007	平成28年度	0007		
平成29年度	公正取引委員会 (0007)						

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



※ 特定供給事業者(法人)及び特定供給事業者(個人)は、調査内容が同一であることから、同じ事業者(法人)と個人をセットにして発注している。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

A.富士通株式会社			B.東洋紙業株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
消費税転嫁等 対策委託費	書面調査発送先事業者のデータ抽出作業	3	消費税転嫁等 対策委託費	特定供給事業者(法人)向け書面調査票等 の印刷・発送業務	133
計		3	計		133
C.富士ソフトサービスビューロ株式会社			D.凸版印刷株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
消費税転嫁等 対策委託費	特定供給事業者向け書面調査等に係る コールセンター業務	30	消費税転嫁等 対策委託費	特定供給事業者向け書面調査等に係る回 答票の回収・入力業務	39
計		30	計		39
E.三浦印刷株式会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
消費税転嫁等 対策委託費	特定供給事業者(個人)向け書面調査票等 の印刷・発送業務	180			
計		180	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

